

【商品概要説明書】



無 利 息 型 普 通 預 金

(令和6年11月1日現在)

商品名	無利息型普通預金 (無利息型普通預金)	
販売対象	個人、法人及び任意団体等のお客さま	
期間	定めはありません。	
預 入	預入方法	現金、他口座からの振替又は振込みにより随時お預け入れできます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時お引き出しできます。	
切 替	普通預金から無利息型普通預金への切替えが可能です。(無利息型普通預金から普通預金への切替えはできません。) ※口座番号の変更はありませんが、通帳をお持ちの場合、通帳は繰越させていただきます。	
利 息	利息は付きません。 ※普通預金から無利息型普通預金に切り替えた場合、切替前の普通預金の利息については、切替前の普通預金の利息計算方法に従って計算し、切替時に清算させていただきます。	
手数料	口座維持手数料は、無料です。 キャッシュカードによるお預け入れ・お引き出しの際に、提携金融機関所定の手数料がかかる場合があります。	
リスクに関する事項	なし	
付加できる特約事項	個人のお客さまの場合は、総合口座取引規定に基づき当座貸越のお取扱いが可能です。(総合口座は1人1口座) ※貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.25%を上乗せした利率が適用されます。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>[苦情処理措置]</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/</p> <p>[紛争解決措置]</p> <p>公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。</p> <p>※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものでありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>	
その他参考事項	<p>この預金は、「普通預金規定」及び「無利息型普通預金に関する特約」（総合口座の場合は、これに加えて「総合口座取引規定」及び「無利息型普通預金に関する総合口座取引規定の特約」を適用します。）によりお取扱いします。</p> <p>この預金は、預金保険制度における決済用預金の要件である</p> <p>①「無利息であること」 ②「要求払いであること」 ③「決済サービスを提供できること」</p> <p>の3条件を満たす預金であり、預金保険制度により全額保護されます。</p>	